都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、浜松市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川勝平太

## 1 都市計画の種類及び名称

浜松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

浜松都市計画区域区分

浜松都市計画都市再開発の方針

浜松都市計画用途地域

浜松都市計画特別用途地区

浜松都市計画高度地区

浜松都市計画道路 3・3・9号小池向宿線

3・4・12号下石田葵西線

3・2・13号有玉南中田島線

3・4・36号本通り線

3 · 5 · 47号小池細島線

3・5・60号上島駅停車場線

3 · 4 · 100号小林駅前線

浜松都市計画地区計画 船明地区計画

## 2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課